

平成31年度

京都市予算編成に対する要望書

平成30年11月

公明党京都市会議員団

平成 31 年 11 月 22 日

京都市長
門 川 大 作 様

公明党京都市会議員団
団長 曾 我 修

平成 31 年度予算編成に対する要望

公明党は「庶民の声を代弁する政党や政治家はいないのか」という衆望を受けて、1964年に誕生して以来、54年間、常に「大衆とともに」との立党精神を堅持し、国会議員と地方議員が一体となってあらゆる政治課題に取り組んで参りました。

今、日本は本格的な人口減少社会に突入し、生産年齢人口の減少、超高齢化社会を迎え、あらゆる分野で、その状況に対応するための社会システムの再構築が求められています。

本年、公明党は地域に飛び込み、地域の小さな声を聴き、多様な人々に寄り添い、政治に反映させていく「100万人訪問調査運動」を全国で展開いたしました。その中で明確になった現場の具体的課題に今後、取り組んで参ります。

また、本年は全国的に多くの自然災害に見舞われました。大阪府北部地震や北海道胆振東部地震などの地震災害をはじめ、西日本豪雨、台風 21 号、24 号など風水害も多発し、多くの被害がもたらされたところです。

毎年のように起こる台風をはじめとする風水害をはじめ、日本列島が地震の活動期に入ったと指摘される中、あらためて自然災害に向き合い、その対策強化が求められています。

公明党京都市会議員団は上記の課題に真摯に向き合い、すべての市民の安心・安全の生活の実現のため、平成 31 年度京都市予算編成にあたり、全 222 項目（重点項目として 65 項目）を要望として提出します。

本市の厳しい財政状況のもとでの来年度予算編成になるものと考えますが、各種事業を精査した上で、スクラップアンドビルドの取組を行い、市民目線での市政運営となるよう、市長におかれましては、私どもの予算要望を真摯に受け止められ、平成 31 年度予算に反映されることを要望します。

重点要望項目（65 項目）

◎防災危機管理・安心・安全	（ 8 項目）	2
◎行政運営・財政改革	（ 9 項目）	2
◎産業・観光	（ 6 項目）	4
◎環境・エネルギー	（ 5 項目）	4
◎文化芸術・市民生活	（ 5 項目）	5
◎福祉・子育て・教育	（17 項目）	6
◎まちづくり	（ 6 項目）	8
◎交通・上下水道	（ 9 項目）	9

局別要望項目（222 項目）

○環境政策局	（ 17 項目）	12
○行財政局	（ 15 項目）	15
○総合企画局	（ 15 項目）	17
○文化市民局	（ 20 項目）	19
○産業観光局	（ 19 項目）	22
○保健福祉局	（ 30 項目）	25
○子ども若者はぐくみ局	（ 9 項目）	29
○都市計画局	（ 16 項目）	31
○建設局	（ 12 項目）	34
○消防局	（ 12 項目）	36
○交通局	（ 13 項目）	38
○上下水道局	（ 15 項目）	40
○教育委員会	（ 28 項目）	42
○選挙管理委員会事務局	（ 1 項目）	45

重点要望項目

防災危機管理・安心安全

1. 「京都市国土強靱化地域計画」に基づき、更なる防災対策の充実を図ること。また、災害ごとに発生する新たな課題については、迅速に検証を行い、「京都市国土強靱化地域計画」に反映させること。
2. 近年の台風や記録的集中豪雨における大雨洪水暴風被害や土砂災害の課題を踏まえ、風災害・土砂災害への対応強化、倒木対策および停電対策の充実、避難場所の安心安全、円滑な運営やライフラインに関する情報提供の充実など、災害に強いまちづくりに向けて万全の対策をすること。
3. 地震、台風等によるたび重なる自然災害により被災された市民のいのちと財産を守るため、破損した住まい建築物の補修やブロック塀の安全対策等の支援制度や相談窓口事業については、各局連携のもとにきめ細かく対応すること。
4. 平成30年台風21号等において倒木・停電等の課題が浮き彫りとなった「風台風」への対策として、暴風や豪雨による風水害への対策を強化すること。
5. 大雨や台風などの災害に強い山間部の道路維持のため、「道路のり面維持保全計画」を前倒しで行うための予算を確保すること。
6. 住宅用火災警報器の未設置世帯への指導や維持、管理の指導に努めること。特に、10年が経過した警報器の交換の必要性も市民周知に努めること。
7. 救急搬送が増加の一途をたどっている中、府市協調のもと、救急車の適正な利用がなされるよう、市民が相談できる、「救急安心センター事業（#7119）」の導入に向けた取組を進めること。
8. 年代に応じた防災指導カリキュラムを活用し、幼少期からの防災教育に着実に取り組むこと。

行政運営・財政改革

9. 「はばたけ未来へ！ 京プラン」実施計画に基づき、徹底した行財政改革を行い、公債償還基金の取崩しなどの特別の財源対策に頼らない財政健全化に努め、事業のスクラップアンドビルドを従来以上に徹底すること。また、臨時財政対策債については、廃止を強く国に求めること。

10. 国内外に範を示す京都の特性を活かした「レジリエント・シティ戦略」の策定を踏まえ、確実に実行すること。
11. 宿泊税については、税の公平性の観点からも違法民泊への徴収強化に、もれなく取り組むこと。あわせて実施事業における透明性を確保すること。
12. SDGsについては、各種計画への反映をはじめ、「京都創生総合戦略・レジリエンス・SDGs」推進本部を中心に、各局が責任をもって目標達成する体制を構築すること。また、市民への啓発強化、幼少期からの教育の充実を図り、世界をリードするようなオール京都での取組とすること。
13. 京都市版地方創生推進として策定された「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略の柱である“みんなごと”のまちづくり推進事業を着実に進めること。市民協働の「まちづくり・お宝バンク」の取組提案については、実情を踏まえその実現や市政への反映の結果がしっかりとでるよう強力にサポートしていくこと。
14. 文化庁の京都への本格的な移転に向けて、オール京都で受入体制の整備を図るとともに、文化庁の機能強化と新たな文化行政の推進のために、京都市としても積極的な役割を果たすこと。
15. 京都駅西部エリアの活性化については、「京都駅西部エリア活性化将来構想」に基づき、エリア全体の活性化に向け、JR梅小路京都西駅及び第一市場の整備と連動した回遊性を重視した取組を、にぎわい事業者も含め「京都市西部エリアまちづくり協議会」を中心に具体的に進めること。
16. 京都の活性化に必要な鉄道網の整備に全力で取り組むこと。
 - ① リニア中央新幹線の京都駅ルートの実現に向けた取組をより一層、積極的に推進すること。
 - ② 北陸新幹線の日も早い開業に向けて国への働きかけを強化すること。
17. 「京都市高度情報化推進のための基本方針」及び「京都市オープンデータ推進ガイドライン」に基づき、全庁的なオープンデータの利活用によって、市民サービスの向上、地域情報化の推進、市役所業務の効率化を積極的に推進すること。また企業、市民等の利用者側のニーズ把握に努め、利用価値を高めること。併せてビッグデータの活用について研究検討を進めること。

産業・観光

18. 「京都市産業戦略ビジョン」に則り、
 - ① グリーンイノベーション・ライフイノベーション事業及びコンテンツ産業をさらに戦略的に推進すること。
 - ② ものづくりベンチャー企業支援戦略拠点を中心に、国内外のIoT関連ベンチャー企業と地元中小企業とのマッチングでものづくり産業の活性化を図ること。
 - ③ 働き方改革、担い手不足解消、非正規雇用の正規化促進を進めるため、全庁を挙げて取り組むこと。
 - ④ 産業振興に関して、本市として専門性の高い人材の育成、活用にさらに取り組むこと。
19. 中小企業支援については、金融支援や事業承継、販路開拓、人材確保など、各種支援制度について周知徹底し、より活用しやすい相談体制を整えること。
20. 「京都観光振興計画 2020+1」に掲げる観光消費額 1 兆 3000 億円の 4 年前倒しでの達成を受け、今後、経済の市内循環に取組み、経済波及効果が市内に行き渡り市民に実感できるよう努めること。
21. ラグビーワールドカップ、東京オリンピック・パラリンピック、関西ワールドマスターズゲームズ、I COMの開催を好機と捉え「京都観光振興計画 2020+1」に基づき、スポーツツーリズム、ユニバーサルツーリズムの推進など京都ならではのきめ細かな観光振興策と人材育成の施策のさらなる多角的な推進を図ること。
22. 宿泊税の導入を機に、観光客急増による混雑緩和、観光バスの路上駐車、宿泊環境の変化、外国人観光客のマナーなど、新たな課題への解決策を積極的に推進し、地域との調和を図る視点を重視して、全庁体制で取り組むこと。
23. 消費税率引き上げ時に導入される軽減税率に関しては、店舗の精算時などの混乱回避などスムーズな導入を図ること。特に、レジの改修等を支援する国補助金の積極的な利用を含め、京都商工会議所等と連携して周知啓発を強化すること。

環境・エネルギー

24. 温室効果ガスの排出量については、最新実績が 10%の削減であった。2020 年度の達成目標 25%削減はもとより 2030 年度の 40%削減、またパリ協定に掲げられた今世紀後半の実質排出ゼロを見据え、さらに強力で地球温暖化対策に取り組むこと。

25. 温室効果ガス削減の実現に向けては、2019年5月のI P C C第49回総会の本市開催等、あらゆる機会を通じて、市民の地球温暖化問題への関心喚起やさらなる温暖化対策の実践に向けた機運醸成に取り組むとともに、温室効果ガスの大排出源である都市の責務を示した「持続可能な都市文明の構築を目指す京都宣言」を広く世界に発信していくこと。
26. 国の「バイオマス産業都市」として選定されたことを踏まえ、「京都市バイオマス活用推進計画」に基づいて、バイオマスの有効活用を図る取組を一層加速させるとともに、「京都市バイオマス産業都市構想」として示される、各種プロジェクト事業を着実に推進すること。
27. 市民・事業者・行政が連携した食品ロス削減に向けた仕組みを構築するとともに、食品ロス削減目標達成に向け、食べ残しゼロ推進店舗の拡大等、食品ロス対策に本格的に取り組むこと。
28. 「しまつのこころ条例」と「新・京都市ごみ半減プラン」(32年度：39万トン)の趣旨を踏まえ、家庭系ごみの減量をさらに推進すること。そのために、有料指定袋の使用実態の検討も含め市民、家庭での取組ができる「ごみアプリ」をしっかりと周知し一層の活用を促進すること。

文化芸術・市民生活

29. 再整備後の新たな京都市美術館については、海外企画展、常設展示、現代アートなどの充実を図り、幅広い層の市民をはじめ多くの利用者が美術に親しめる場所となるよう取り組むこと。
30. 改定された「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画に基づき、仕事と家庭、地域貢献が調和できる「真のワーク・ライフ・バランス」のための「働き方改革」を推進するとともに市民に理解を得る活動を行うこと。特に中小企業に対する支援充実を図ること。また、国や京都府、民間事業者等と協調し、全ての人がそれぞれのライフスタイルにあった生き方が選択できる社会の実現に向け、具体的施策を進めること。
31. 地域住民の基幹施設である区役所の在り方については、「共汗で進める 新たな区政創生～京都市における区政の在り方について～」に基づき、京都ならではの地域力を生かした政策立案機能を強化し、区民提案・共汗型まちづくり支援事業などを通して地域に密着した事業推進を図ること。

32. マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアにおける各種証明書交付を着実に推進するとともに、カード交付率向上対策を進めること。また、市民の利便性向上に繋がるよう、更なるマイナンバーの独自利用を推進すること。
33. 生涯スポーツの世界大会「ワールドマスターズゲームズ 2021 関西」の成功に向け、各種競技団体や地域団体ともしっかりと連携し、市民への広報周知を図り、大会への参加意識の向上に努め、市民ぐるみで開催の機運を高めること。

福祉・子育て・教育

34. がん検診事業については、保険医療システムを活用した受診勧奨の効果を検証し、更なる受診率向上につながる取組を推進すること。
35. 高齢者の再就職、社会参加を促進するアクティブシニアへの取り組みを一層推進するとともに、特に団塊の世代の知識や経験を生かし、地域の支え手の養成に積極的に取り組むことにより、活動寿命を伸ばし、生涯現役社会への環境づくりを推進していくこと。
36. 認知症対策については、国において策定された国家戦略に基づき、早期診断と患者・家族への支援などに取り組むとともに、「認知症初期集中支援チーム」については全エリア実施を目指し、認知症総合支援事業を強力的に推進すること。また、若年性認知症に対する取組も充実させること。
37. 敬老乗車証制度については、市民意見を十分に踏まえ、持続可能な制度の構築に向け多角的に検討すること。それにあたっては、低所得者への配慮とともに、地域による不公平感を軽減できるよう民営バスの適用範囲の拡大等に十分留意すること。
38. 「民泊」については、違法民泊根絶に向けた取組を強力的に推進するとともに、旅館業法によるものと住宅宿泊事業法によるものとを問わず、地域と調和したものになるよう、他局及び関係機関と連携し取り組むこと。
39. 30年4月の社会福祉法改正により、地域福祉計画の策定が市町村の努力義務とされたことを踏まえ、「京・地域福祉推進指針」を計画として改定し、地域力の強化や総合的な支援体制の構築に取り組み、「地域共生社会」の実現を一層図ること。
40. ニートやひきこもり、不登校などの子ども、若者に対し、子ども若者はぐくみ局を中心とした総合的に、かつ本人と家族に寄り添った質の高い支援に取り組むこと。

41. 国の幼児教育無償化に対応し、円滑な導入ができるよう体制を整備していくこと。
42. 「京都市未来こどもはぐくみプラン」の次期計画策定に向けて、平成30年度の実態調査を踏まえ、保育サービス、病児・病後児保育など質の高いプラン策定の検討を進めること。また、学習支援や子ども食堂支援などの子どもの貧困対策を次期計画にしっかりと位置づけること。
43. 子ども医療費支給制度については、入院、通院ともに中学3年生まで無料化ができるよう京都府と連携し、より一層の拡充を図ること。
44. 児童虐待防止のため、国の施策と連動し、児童相談所の一層の体制及び専門性の強化と関係機関や他自治体との連携強化を進めること。国に対しては必要な財源措置要望をはじめ、現場の状況を的確に伝えること。
45. 児童がスムーズに小学校生活が送れるよう、就学前施設と小学校の連携を推進すること。
46. 小学校で平成32年度から、中学校で33年度から全面実施される新学習指導要領を見据え、アクティブラーニングの視点からの本市の特性を活かした指導法の研究を進めるとともに、小学校5・6年生での英語の教科化や「プログラミング教育」など時代の進化に合わせた取り組みを充実させること。
47. 教職員の事務負担軽減、部活動負担の軽減、国と連携した校務支援員の配置など「教員の働き方改革」に継続的に取り組むこと。
48. 「子ども等の貧困対策実施計画」の策定を踏まえ、経済的理由などで教育を受ける機会が損なわれることのないよう、全ての子どもに基礎学力の定着と学習習慣の確立を図るための学習支援体制「未来スタディ・サポート教室事業」等の質の向上を図ること。
49. 「京都市いじめの防止等に関する条例」に基づき、教育現場におけるいじめ根絶に強力に取り組むこと。そのために、SNSを活用した相談体制の確立など、子どもの声を早くキャッチする取組を進めること。
50. 児童生徒の安全のため、また災害時の緊急避難場として、小中学校の施設防災機能強化を進めること。あわせて、通学路の安全対策も同時に進めること。学校施設等の安全対策に要する費用について必要な国の補助制度の拡充を求めること。

まちづくり

51. 施行から10年を経た新景観政策については、一層加速する社会情勢の変化を踏まえ、安心安全を確保しつつ良好な夜間景観の形成に取り組む等、更なる深化のための諸施策を計画かつ具体的に推進すること。
52. 「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想に基づく駅のバリアフリー化整備については、着実に推進するとともに、全国的にホームにおける視覚障害者の転落事故が発生している状況を踏まえ、転落防止対策を鉄道事業者及び関係機関と連携し計画的に推進すること。
53. 長寿社会の到来による課題や、高齢者や障がい者など移動に困難を来す市民ニーズを十分に踏まえながら、交通不便地域対策や生活路線の確保等を含む公共交通対策を各局連携の下に推進すること。
54. 通学路及び細街路を含む生活道路の維持補修については、「みつけ隊」を活用し、市民協働・共汗型の仕組みを積極的に運用するとともに、さらに予算を増額し、市民の安心安全をしっかりと守ること。
55. 自転車政策として、以下の項目に取り組むこと。
 - ① 安全対策については、世代に応じた実効性ある啓発活動に努め、地域と一体となった利用マナー・ルールの周知徹底を強化すること。
 - ② 官民連携のもと、機械式地下駐輪場の整備や都市型レンタサイクルの導入をはじめとする自転車利用環境を拡充するなど、「京都・新自転車計画」を着実に推進すること。
 - ③ 「京都市自転車走行環境ガイドライン」に基づき、歩行者の安全の観点から車道における自転車レーンの整備を促進すること。また、警察と連携を進めて実効性ある違法駐車対策を講ずること。
 - ④ 京都市自転車安心安全条例に基づく保険加入の義務化については、市民の十分な理解を得て加入が促進されるよう取り組むこと。
56. 国において創設された公募設置管理制度(Park-PFI)の手法を活用しながら、民間の資金やアイデアを積極的に取り入れ、再整備を進めること。

交通・上下水道

57. 経営健全化とともに文化首都京都のまちづくりの視点も重視した「京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョン」を着実に推進すること。
58. 平成31年度までに「地下鉄・市バスお客様1日80万人」の目標を達成するため、「地下鉄・市バスお客様1日80万人推進本部」を中心に、民間と行政の共汗の取組を進めること。
59. 公営交通事業の安全運行対策を一層推進するため、ドライブレコーダーの活用をはじめ市バス運転手への安全研修の充実や、「運輸安全マネジメント」の取組等を強化すること。管理受委託先の安全管理体制については、毎月開催される「全市バス安全運行推進会議」を軸に、「市バス事故ゼロ」に向けて京都市が責任を持って指導監督すること。
60. 市バス・地下鉄におけるIC定期券及びICカードによる乗継割引については、地下鉄と相互乗り入れしている事業者以外との連絡定期等の拡大などさらなるICカードサービス拡充に努めること。さらに早期の1円単位運賃化に向け、関西内の交通事業者との協議連携を図ること。
61. 烏丸線における可動式ホーム柵の設置については、新車両整備計画策定に着手していくとともに、補助制度の抜本的な拡充と安全かつ低コストで整備可能なホーム柵の技術開発の促進を引き続き国に強く求めていくこと。
62. 東京オリンピック・パラリンピック開催による入浴客の増加も見据え、多言語による案内や職員の接遇向上の取組を推進するなど、誰もが利用しやすい市バス・地下鉄に向け戦略的に取り組むこと。特に混雑解消策や車内マナー啓発などを強力に進めること。
63. 今後の水道事業及び公共下水道事業の課題と事業の在り方を見据えて策定された「京の水ビジョン-あすをつくる- (2018-2027)」に基づく中期経営プランを着実に推進するとともに、50年後、100年後を見据えた経営を行い、将来にわたって“京の水”を支え続けること。
64. 今後の老朽配水管の更新は水道事業の大きな課題である。財源の確保に当たっては、市民が負担する水道料金のみではなく、財政支援を国に対して強く要望すること。

65. 災害に強い施設整備や体制の強化を図るために、市内北部エリアの拠点である「太秦庁舎」とあわせ、本庁の移転集約、南部エリアを所管する事業、防災拠点の早期の整備推進により、機動的な危機管理体制を構築すること。

局別要望項目

環境政策局

重点項目

1. 温室効果ガスの排出量については、最新実績が10%の削減であった。2020年度の達成目標25%削減はもとより2030年度の40%削減、またパリ協定に掲げられた今世紀後半の実質排出ゼロを見据え、さらに強力に地球温暖化対策に取り組むこと。
2. 近年、本市においても大きな被害をもたらしている豪雨災害等の影響に対しては、産業活動や文化財等への影響を最小限にすることはもとより、市民の生命や財産をしっかりと守ることが出来るよう、地球温暖化の影響に関する情報収集や「適応策」を着実に講じること。

重点項目

3. 温室効果ガス削減の実現に向けては、2019年5月のIPCC第49回総会の本市開催等、あらゆる機会を通じて、市民の地球温暖化問題への関心喚起やさらなる温暖化対策の実践に向けた機運醸成に取り組むとともに、温室効果ガスの大排出源である都市の責務を示した「持続可能な都市文明の構築を目指す京都宣言」を広く世界に発信していくこと。
4. 時代とともに進化する国のエネルギー政策の動向を注視しながら、「京都市エネルギー政策推進のための戦略」を強力に推進し、持続可能なエネルギー社会を着実に構築していくこと。
5. 「DO YOU KYOTO?クレジット制度」の採用メリットを活かし、特に地域・市民団体などに制度利用の周知・普及に努めるとともに、企業のカーボンオフセットの活性化を図り、排出削減を促進すること。
6. 水素エネルギーの普及・拡大に向けて発展的に見直された「水素エネルギー普及促進事業」については、市民、事業者に対してきめ細かく周知啓発に努めること。
7. 「エコ学区」ステップアップ事業の充実をはじめ、地域での自主的なエコ活動の発展に向けた支援を継続し強化すること。

8. 官民の連携を強化し、住宅用太陽光発電及び太陽熱利用の普及促進とともに家庭用蓄電設備のより一層の普及に努めること。また、エネルギー自立を柱とする地域発展戦略を展開していくためにも、地域での再生可能エネルギー創出などの活動を強化すること。2019年問題の対応については、市民に混乱が起きないように、国と連携を図り取り組むこと。

重点項目

9. 国の「バイオマス産業都市」として選定されたことを踏まえ、「京都市バイオマス活用推進計画」に基づいて、バイオマスの有効活用を図る取組を一層加速させるとともに、「京都市バイオマス産業都市構想」として示される、各種プロジェクト事業を着実に推進すること。
10. 自然環境とくらしを気遣う環境の保全については、「京都市生物多様性プラン」に基づき、京都の優れた自然環境を後世に伝えていくためにも、京都の地域特性を考慮し、市民や事業者が連携して生物多様性の保全に向けた取組を進めること。

重点項目

11. 市民・事業者・行政が連携した食品ロス削減に向けた仕組みを構築するとともに、食品ロス削減目標達成に向け、食べ残しゼロ推進店舗の拡大等、食品ロス対策に本格的に取り組むこと。
12. 地域におけるごみ減量、資源回収の推進を図ること。そのため、市民、事業者への啓発を強化し、リサイクル推進の機運を高めること。特に、携帯電話機器等に含まれるレアメタルのリサイクル、ごみの30%を占める紙ごみにおける雑がみリサイクルについては、より一層の広報周知とともにコミュニティ回収の拠点整備の拡大や、これまで十分に浸透していなかった賃貸マンション等の管理会社への働きかけを進めるなど引き続き全市展開の取組の強化を図ること。

重点項目

13. 「しまつのこころ条例」と「新・京都市ごみ半減プラン」(32年度：39万トン)の趣旨を踏まえ、家庭系ごみの減量をさらに推進すること。そのために、有料指定袋の使用実態の検討も含め市民、家庭での取組ができる「こごみアプリ」をしっかりと周知し一層の活用を促進すること。

14. 「ごみ収集処理業務の更なる改革策」に則り、家庭ごみ午前収集の体制を整えるとともに民間委託化 70%の推進や地域との連携に基づく、総合的な環境行政の展開を図ること。あわせて、エコまちステーションを中心に市民サービスの徹底に努めること。
15. ごみの減量、再資源化等の推進により、3 クリーンセンター工場体制を安定的に維持すること。南部クリーンセンター第二工場の整備については、平成 31 年度内の稼働に向け取り組むこと。また、環境教育・学習の中核拠点となるよう整備を進めること。
16. 超高齢社会に対応するため「ごみ出し支援制度」に本格的に取り組む環境省と緊密な連携の下、先進的に事業化を進めてきた京都市の「まごころ収集」の利点を活かし更なる事業拡充に取り組むこと。
17. 使い捨て容器包装などの削減やリサイクルの一層の推進など、国と連携を図りプラスチックごみによる河川・海洋汚染対策に取り組むこと。

行財政局

重点項目

18. 「はばたけ未来へ！ 京プラン」実施計画に基づき、徹底した行財政改革を行い、公債償還基金の取崩しなどの特別の財源対策に頼らない財政健全化に努め、事業のスクラップアンドビルドを従来以上に徹底すること。また、臨時財政対策債については、廃止を強く国に求めること。
19. 市庁舎整備については、市会と連携しながら着実に推進すること。特に、建設コストの削減と工期の厳守に努めること。
20. 「京都市公共施設マネジメント基本計画」に基づき、公共施設の効率的かつ効果的な維持管理による長寿命化や施設保有量の最適化を図ること。また、「庁舎施設マネジメント計画」に基づき、効果的に事業の執行を図ること。
21. 公有財産の有効活用については、「はばたけ未来へ！ 京プラン」の実施計画を踏まえ、「資産有効活用市民等提案制度」などを有効に活用し、資産を売却のみでなく効果的な活用となるようさらに取り組むこと。
22. 学校の跡地活用については、「学校跡地活用の今後の進め方の方針」に基づき、「市民提案制度」や「事業者登録制度」を活用するとともに、歴史的背景など十分に吟味し、地域や市全体の活性化、地域住民の理解を得た取組を進めること。
23. 「京都市職員コンプライアンス推進指針」に基づき、「公務員倫理」を外郭団体も含む全職員の共通認識とし、「不祥事を起こさない、起こさせない組織文化」を構築すること。
24. 「京都市職員力・組織力向上プラン 2nd ステージ」に基づき、本市における「働き方改革」を推進すること。あわせて地域主権時代に対応できる新たな人材育成に努め、市民の信頼に応えられる、多様な人材を活用できる制度改革に取り組むこと。
25. 民間企業をリードするためにも、本市として女性の力を存分に発揮できる職場環境を構築する取組を推進し、「女性活躍推進法」における 2020 年までに女性の採用率や管理職の登用率の数値目標を設定し、達成を目指すこと。

重点項目

26. 「京都市国土強靱化地域計画」に基づき、更なる防災対策の充実を図ること。また、災害ごとに発生する新たな課題については、迅速に検証を行い、「京都市国土強靱化地域計画」に反映させること。

重点項目

27. 近年の台風や記録的集中豪雨における大雨洪水暴風被害や土砂災害の課題を踏まえ、風災害・土砂災害への対応強化、倒木対策および停電対策の充実、避難場所の安心安全、円滑な運営やライフラインに関する情報提供の充実など、災害に強いまちづくりに向けて万全の対策をすること。

重点項目

28. 国内外に範を示す京都の特性を活かした「レジリエント・シティ戦略」の策定を踏まえ、確実に実行すること。
29. 現行の業務継続計画に加え、水害対策編の業務継続計画を策定すること。あわせて、局別、現場別の具体的かつ、明確な計画を策定するとともに、被災された市民への柔軟な対応ができる体制整備を構築すること。

重点項目

30. 宿泊税については、税の公平性の観点からも、違法民泊への徴収強化に、もれなく取り組むこと。あわせて実施事業における透明性を確保すること。
31. 指定管理者制度の運用に当たっては、「運用基本指針」に基づき、選定の透明性と公平性が確保されるよう引き続き改革に取り組むこと。また、公共サービスの向上に努めること。
32. 入札による事業者選定に当たっては、WTO案件であったとしても、契約の目的物に応じて、価格のみならず、事業者の施行能力等をしっかりと踏まえた最適な選択とすること。

総合企画局

重点項目

33. SDGsについては、各種計画への反映をはじめ、「京都創生総合戦略・レジリエンス・SDGs」推進本部を中心に、各局が責任をもって目標達成する体制を構築すること。また、市民への啓発強化、幼少期からの教育の充実を図り、世界をリードするようなオール京都での取組とすること。

重点項目

34. 京都市版地方創生推進として策定された「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略の柱である“みんなごと”のまちづくり推進事業を着実に進めること。市民協働の「まちづくり・お宝バンク」の取組提案については、実情を踏まえ、その実現や市政への反映の結果がしっかりとでるよう強力にサポートしていくこと。
35. 「国家戦略としての京都創生」の実現に向け、国への働きかけを強化するとともに、国内外に向けて京都創生の機運醸成を図ること。また、市民に京都創生について広く知っていただき理解が深まるよう取り組むこと。

重点項目

36. 文化庁の京都への本格的な移転に向けて、オール京都で受入体制の整備を図るとともに、文化庁の機能強化と新たな文化行政の推進のために、京都市としても積極的な役割を果たすこと。
37. 「京プラン」実施計画第2ステージの個別実施計画及び各種分野別計画について、各局が毎年の取組を検証、情報公開し、着実な推進を図ること。
38. 政策評価制度については、市民に分かりやすい評価尺度の設定にさらに努めるとともに、その結果を「京プラン」実施計画第2ステージの重点戦略評価にさらに活用し、市民満足度の向上に資する政策へ反映させるよう努めること。

重点項目

39. 京都駅西部エリアの活性化については、「京都駅西部エリア活性化将来構想」に基づき、エリア全体の活性化に向け、JR梅小路京都西駅及び第一市場の整備と連動した回遊性を重視した取組を、にぎわい事業者も含め「京都市西部エリアまちづくり協議会」を中心に具体的に進めること。

40. 京都市立芸術大学の移転を中心とする京都駅東部エリア及び京都駅東南部エリアの整備については、文化芸術都市・京都の新たなシンボルゾーンを創生するとともに、地域の活性化につながるものとする。

重点項目

41. 京都の活性化に必要な鉄道網の整備に全力で取り組むこと。
- ① リニア中央新幹線の京都駅ルートの実現に向けた取組をより一層、積極的に推進すること。
 - ② 北陸新幹線の日も早い開業に向けて国への働きかけを強化すること。
42. 東部クリーンセンター跡地活用については、地元の要望や意見を積極的に聴くこと。
43. 「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略の目標である平成32年度までの15,000人の受入留学生達成に向け、「留学生就職・マッチング事業」などの着実な進捗を図り、戦略的に施策を展開すること。
44. 「大学のまち京都・学生のまち京都推進計画」の見直しを踏まえ、京都の活性化に資する新たな大学政策を推進すること。
45. 情報化社会の急速な進展と市民ニーズの変化に対応する広報広聴となるよう、ホームページの戦略的運用や、多様な情報通信手段等を活用した市民協働型の情報交換など、情報を生かした広報広聴力の強化に努めること。

重点項目

46. 「京都市高度情報化推進のための基本方針」及び「京都市オープンデータ推進ガイドライン」に基づき、全庁的なオープンデータの利活用によって、市民サービスの向上、地域情報化の推進、市役所業務の効率化を積極的に推進すること。また企業、市民等の利用者側のニーズ把握に努め、利用価値を高めること。併せてビッグデータの活用について研究検討を進めること。
47. 人口知能・AIを活用し、行政事務の効率化や生産性の向上を図り、市民満足度の高い行政サービスの提供に努めること。

文化市民局

48. 「明治 150 年・京都の軌跡プロジェクト」を一過性に終わらせることなく、次代へ繋ぐこと。
49. 「京都文化芸術都市創生計画」に基づき、文化を基軸とした施策を融合しつつ「京都文化芸術プログラム 2020+」を着実に実行し、日本の文化の真髄である京都の文化や奥深いまちの魅力を世界に発信していくこと。

重点項目

50. 再整備後の新たな京都市美術館については、海外企画展、常設展示、現代アートなどの充実を図り、幅広い層の市民をはじめ多くの利用者が美術に親しめる場所となるよう取り組むこと。
51. 埋蔵文化財の発掘調査と公開を一層推進すること。また、発掘調査や保存体制の充実強化を図る上では国からの支援を積極的に要望していくこと。
52. 「みやこ文化財愛護委員」や「文化財マネージャー」の活躍する場を拡大するとともに、多くの市民が文化財保護活動に参加できる仕組みづくりに取り組むこと。
53. 「京都をつなぐ無形文化遺産制度」については、これまでの成果を踏まえて今後の事業の在り方を検討し、京都に伝わる様々な無形文化遺産を次代に継承する取組を継続していくこと。

重点項目

54. 改定された「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画に基づき、仕事と家庭、地域貢献が調和できる「真のワーク・ライフ・バランス」のための「働き方改革」を推進するとともに市民に理解を得る活動を行うこと。特に中小企業に対する支援充実を図ること。また、国や京都府、民間事業者等と協調し、全ての人がそれぞれのライフスタイルにあった生き方が選択できる社会の実現に向け、具体的施策を進めること。
55. 京都市動物園については、“命の大切さ”や環境問題など世界水準の生き物、学び、研究機関を目指し「楽しく学べる動物園」として、引き続き幅広い市民に親しまれるよう取り組むこと。

56. 「二条城の価値を活かし未来を創造する会」が発表した提案を踏まえ、国宝、世界遺産の価値を活かし、日本文化への理解を深め、京都の魅力を発信する施策を充実すること。

重点項目

57. 地域住民の基幹施設である区役所の在り方については、「共汗で進める 新たな区政創生～京都市における区政の在り方について～」に基づき、京都ならではの地域力を生かした政策立案機能を強化し、区民提案・共汗型まちづくり支援事業などを通して地域に密着した事業推進を図ること。
58. 「京都市地域コミュニティ活性化推進計画」の改正された主旨を活かし、事業者や地域団体との連携を一層強化し、地域コミュニティ活性化を積極的に推進すること。
59. 「京都市過疎地域自立促進計画」について、地元住民の意向も踏まえ着実に取り組むこと。

重点項目

60. マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアにおける各種証明書交付を着実に推進するとともに、カード交付率向上対策を進めること。また、市民の利便性向上に繋がるよう、更なるマイナンバーの独自利用を推進すること。
61. 区役所・支所における窓口サービスの調査を踏まえ、ワンストップ窓口、夜間対応や24時間対応など市民の要望に応え、市民サービスを一層向上するための取組みを進めること。
62. サル、クマ、イノシシ、シカ等といった住宅街の有害鳥獣被害については、専門機関や近隣市町村、地元住民の協力と理解を得て実効性のある対策を講じること。また、特定外来生物についても市民の安心・安全を守る視点で情報発信や対策に努めること。
63. 「京都市交通安全基本条例」に基づく理念や施策を広報周知し、とくに幼児・児童・高齢者・観光客等が交通事故に遭わないため安全対策を推進すること。また、危険な運転の根絶や交通マナー向上など重大事故を防止する取組を京都府警等の関係機関との連携強化を図り推進すること。

64. 「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」については、各区版運動プログラムに基づき各関係機関と連携を図り、誰もが安心安全に暮らし、観光できるまちづくりに取り組むこと。
65. 「京都市人権文化推進計画」を踏まえ、子どもや高齢者、女性や男性やLGBT、障がいの有無、国籍や民族、生まれや生い立ちに関係なく、一人一人が人権の大切さを認識し、豊かな人間関係が育まれる社会を目指すこと。また、国で法制化された「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ対策法」「部落差別解消法」の主旨に基づき、具体的な施策を進めること。
66. 「スポーツの絆が生きるまち推進プラン 京都市市民スポーツ振興計画」に基づき、市民スポーツの一層の推進に努めるとともに、京都市のスポーツ施設について市民が安心して便利に利用できる施設管理、運営を行うこと。

重点項目

67. 生涯スポーツの世界大会「ワールドマスターズゲームズ 2021 関西」の成功に向け、各種競技団体や地域団体ともしっかりと連携し、市民への広報周知を図り、大会への参加意識の向上に努め、市民ぐるみで開催の機運を高めること。

産業観光局

重点項目

68. 「京都市産業戦略ビジョン」に則り、
- ① グリーンイノベーション・ライフイノベーション事業及びコンテンツ産業をさらに戦略的に推進すること。
 - ② ものづくりベンチャー企業支援戦略拠点を中心に、国内外のIoT関連ベンチャー企業と地元中小企業とのマッチングでものづくり産業の活性化を図ること。
 - ③ 働き方改革、担い手不足解消、非正規雇用の正規化促進を進めるため、全庁を挙げて取り組むこと。
 - ④ 産業振興に関して、本市として専門性の高い人材の育成、活用にさらに取り組むこと。
69. 桂イノベーションパークや産業技術研究所及び京都市成長産業創造センターなどの産学公連携の産業支援拠点が、それぞれの強みを活かして連携し、その能力を十分に活用した新たな産業創出を具体的に進めること。
70. 「京都市ソーシャル・イノベーション・クラスター構想」に基づき、引き続き、京都独自のソーシャルビジネス支援を着実に推進すること。
71. 「第3期京都市伝統産業活性化推進計画」に基づき、国内外の販路拡大、産業技術研究所と連携した新たな用途や商品開発など、伝統産業の活性化に積極的に取り組むこと。
72. 「京都市商店街の振興に関する条例」に基づき、事業者や消費者など地域の声を聴き、各々の商店街の実態に即した振興策を講ずること。
73. 京都経済の活性化において重要な中小企業への支援策を強化するため、地域企業宣言に基づいた条例を制定すること。

重点項目

74. 中小企業支援については、金融支援や事業承継、販路開拓、人材確保など、各種支援制度について周知徹底し、より活用しやすい相談体制を整えること。
75. 京都市上質宿泊施設誘致制度に基づき地域や市民生活との調和を前提の活性化に資するよう、多様な地域に上質な宿泊施設誘致に努めること。

重点項目

76. 「京都観光振興計画 2020+1」に掲げる観光消費額 1 兆 3000 億円の 4 年前倒しでの達成を受け、今後、経済の市内循環に取組み、経済波及効果が市内に行き渡り市民に実感できるよう努めること。

重点項目

77. ラグビーワールドカップ、東京オリンピック・パラリンピック、関西ワールドマスタースタジアム、I COMの開催を好機と捉え「京都観光振興計画 2020+1」に基づき、スポーツツーリズム、ユニバーサルツーリズムの推進など京都ならではのきめ細かな観光振興策と人材育成の施策のさらなる多角的な推進を図ること。

重点項目

78. 宿泊税の導入を機に、観光客急増による混雑緩和、観光バスの路上駐車、宿泊環境の変化、外国人観光客のマナーなど、新たな課題への解決策を積極的に推進し、地域との調和を図る視点を重視して、全庁体制で取り組むこと。
79. 国立京都国際会館新ホール竣工を機に、「MICE戦略」の更なる周知徹底と受入環境の整備を図り、ラグジュアリー層への取組など新たな京都ファン獲得に努めること。
80. 「京都市農林行政基本方針」のセカンドステージに当たり、農林業の担い手を確保するとともに、産業として成り立つよう育成を図ること。また、スマート農業などの新たな視点での農林業育成の研究・検討や森林税を活用した森林の保全再生を進め、京都市の農林業の一層の振興を図ること。
81. イノシシ・シカ・サル・クマ等、深刻な状況にある農作物の有害鳥獣被害について、「京都市鳥獣被害防止計画」に基づき、より強力に被害防止に努めること。また、狩猟者の育成などに取り組むこと。
82. 「京都 京北未来かがやきビジョン」をはじめ、北部山間地域における定住促進、農林業の担い手や雇用機会の確保に努め、地域資源を積極的に活用した取組を進めること。

重点項目

83. 消費税率引き上げ時に導入される軽減税率に関しては、店舗の精算時の混乱回避などスムーズな導入を図ること。特に、レジの改修等を支援する国補助金の積極的な利用を含め、京都商工会議所等と連携して周知啓発を強化すること。

84. 「第一市場マスタープラン」に基づき、食文化の拠点機能を一層充実させ、取扱量の目標達成に努めるとともに、消費者への安全、安心な食料品の供給に努めること。また、京都駅西部エリアの活性化に寄与する視点を持ち、今後の市場の発展策を検討すること。さらに、「京都市中央市場施設整備基本計画」に基づく施設整備に当たっては、市場関係者の意見を十分に反映しながら進め、京都府との財政負担の協議を行うこと。
85. 第二市場「京（みやこ）ミートマーケット」マスタープランに基づき、安全・安心・良質な食肉の提供、牛肉の海外輸出にも対応できる品質・衛生管理、環境への配慮をコンセプトとした基盤整備を着実に進めること。
86. キャッシュレス社会に向け、消費者の利便向上に資する「ポイント制」などのインセンティブ措置など、国が進める施策の動向に迅速に対応し、適切な施策を講ずる環境整備を推進すること。

保健福祉局

87. 「障がい者 24 時間相談体制構築モデル支援事業」の全市展開を踏まえ、障がいのある方が安心して地域で住み続けられる相談支援の充実に取り組むこと。
88. 障害者差別解消法の施行を踏まえ、手話言語条例に基づく手話の普及や、「ヒアリンググループ」、「要約筆記」、「知的障がいのある方へのわかりやすい情報提供」等、障がいのある方に対する情報保障やコミュニケーション支援を充実させるとともに、全ての人が個人として尊重され、安心して安全な生活を営むことができるよう施策を推進すること。
89. 「はぐくみ支えあうまち・京都ほほえみプラン」に基づき、障がいの有無に関わらず共生できる社会を目指した障がい者施策のさらなる推進を図ること。特に、就労支援については「京都市障害者就労支援推進会議」を核とし、受入れ企業の拡大と長期就労に向けた定着支援を強力に進めること。
90. 「京都市高次脳機能障害者支援センター」については、専門相談窓口として高次脳機能障がい者支援と障がいのある市民が地域で快適に生活できる環境づくりの拠点としての取組を推進すること。
91. 京都府から権限移譲された難病医療費助成の事務を円滑に進め、難病相談支援センターを中心に、難病患者に対する支援をきめ細かく推進すること。
また、指定難病となっていない難病並びに疾病を持つ患者に対しては、保健福祉センターが相談窓口となり、丁寧に寄り添う相談支援に取り組むこと。
92. 自殺防止対策については、相談機能の充実や、ゲートキーパー研修を市民へ拡大するなど、効果的な対策に積極的に取り組むこと。
93. ひきこもり支援については、「保健福祉センター」と「ひきこもり地域支援センター」の連携強化を図り、若者世代と同様に 40 歳以上の世代の方々の対策を充実強化するとともに、家族に対してきめ細やかな支援に努めること。
94. 都道府県単位化された国保については、京都府が財政運営の責任主体となり国保運営の中心的な役割を担うが、被保険者に直接関係のある資格管理や保険給付、保険料の賦課・徴収、保健事業等の各種手続きについては、これまで通り、住所地の区役所・支所保険年金課等において丁寧な説明を行うこと。

95. 「健康長寿のまち・京都」の取組については、「健康長寿笑顔のまち・京都推進プラン」に基づき、全市的な運動として展開されているが、市民の健康寿命の延伸に向け、フレイル・オーラルフレイル対策に取り組むとともに、いきいき健康ポイントの充実を図るなど、市民が主体となった取組を引き続き推進すること。

重点項目

96. がん検診事業については、保険医療システムを活用した受診勧奨の効果を検証し、更なる受診率向上につながる取組を推進すること。
97. 受動喫煙防止については、「健康長寿笑顔のまち・京都推進プラン」に基づき、市民の健康を第一に考えた取組を進めること。
98. 無形文化遺産である「京の食文化」を子どもたちに伝えるため、日本料理アカデミーとの共同での食育授業の研究等の充実に努めるとともに、「食育指導員」のさらなる活用で、子どもたちの健全な成長を育む食育の推進を図ること。
99. 「京都市口腔保健推進実施計画」に基づき、関係機関と協議し、歯周病や口腔がん対策など歯科口腔保健施策の充実を図ること。

重点項目

100. 高齢者の再就職、社会参加を促進するアクティブシニアへの取り組みを一層推進するとともに、特に団塊の世代の知識や経験を生かし、地域の支え手の養成に積極的に取り組むことにより、活動寿命を伸ばし、生涯現役社会への環境づくりを推進していくこと。
101. ひとり暮らし高齢者世帯への訪問活動については、これまで得られたひとり暮らし高齢者の実態を分析・評価し、地域ケア会議等において、必要なサービスの把握・対応等について検討するとともに、地域の関係機関との連携をより一層深め、地域全体で高齢者を見守るネットワーク構築を図ること。

重点項目

102. 認知症対策については、国において策定された国家戦略に基づき、早期診断と患者・家族への支援などに取り組むとともに、「認知症初期集中支援チーム」については全エリア実施を目指し、認知症総合支援事業を強力に推進すること。また、若年性認知症に対する取組も充実させること。

103. 「介護予防・日常生活支援総合事業」においては、地域支え合い活動創出コーディネーターなどの活動をしっかりと検証し、シルバー人材センターなどの新規事業所も十分に活用して、要支援者に寄り添うサービスとなるよう取り組みを推進すること。
104. 地域における医療・介護・福祉の連携強化に向けた「地域包括ケアシステム」の構築を一層推進すること。また、そのためにも介護従事者の処遇改善を着実に推進すること。
105. 高齢者虐待については、地域包括支援センター、福祉事務所などを中心に、保健・医療・福祉等の関係機関が連携協力した取組を進めるとともに、養護者への支援強化を図ること。また、市民に対する啓発活動を多角的に実施すること。
106. 「京・地域福祉推進指針」の改定のなかで策定された成年後見制度の新たな計画の取り組みについては、「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」に参画する団体をはじめ、幅広い関係団体等の意見を十分に聞きながら、着実に取り組みを推進すること。

重点項目

107. 敬老乗車証制度については、市民意見を十分に踏まえ、持続可能な制度の構築に向け多角的に検討すること。それにあたっては、低所得者への配慮とともに、地域による不公平感を軽減できるよう民営バスの適用範囲の拡大等に十分留意すること。
108. 東京オリンピック・パラリンピック、関西ワールドマスタースゲームズの安心安全な開催のためにも、感染症対策については、国・府と連携を強化し、医療衛生センターでの対応や移送に係る実地訓練など、本市の果たすべき役割への備えを十分に行うこと。
109. 市民や観光客の健康の保護を図ることを目的とした「京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例」に基づき、具体的で実効性のある取組が行われるよう、家庭・地域、関連する諸団体、機関との連携を図り、安心安全な食材の確保と食の提供に努めること。
110. 動物愛護事業については、「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」の実現に向け「動物愛ランド・京都」を中心に、府・市のみならず、ボランティア等が相互に連携する幅広い協働体制により、総合的な取組を円滑に推進していくこと。また、殺処分ゼロに向けたまちねこ事業をさらに進めること。

重点項目

111. 「民泊」については、違法民泊根絶に向けた取組を強力に推進するとともに、旅館業法によるものと住宅宿泊事業法によるものとを問わず、地域と調和したものになるよう、他局及び関係機関と連携し取り組むこと。

重点項目

112. 30年4月の社会福祉法改正により、地域福祉計画の策定が市町村の努力義務とされたことを踏まえ、「京・地域福祉推進指針」を計画として改定し、地域力の強化や総合的な支援体制の構築に取り組み、「地域共生社会」の実現を一層図ること。
113. 京都市版再犯防止推進計画の策定に向けては、関係者の意見を十分に聞き、司法と医療、福祉、地域との緊密な連携で当事者を孤立させない共生社会創出に資する実効性のあるものとなるよう取り組みを進めること。
114. 障害者文化芸術活動推進法の制定を踏まえ、文化芸術を創造する機会の拡大、作品を発表する機会の確保など、障がい者による文化芸術の創造に資する取り組みを進めること。
115. 28年12月の再犯防止等の推進に関する法律の施行や30年10月のギャンブル等依存症対策基本法の施行を踏まえ、依存症の中でも、専門医療機関や相談機関の少ない薬物及びギャンブル依存症について、依存症者やその対応に苦慮している家族等に対して、専門的な見地から医療相談を行い、依存症者の回復や再発予防に努めること。
116. 災害の危険から一時的に逃れる「指定緊急避難場所」の設置の際、重度障害等のある方について「個別避難計画」を策定すること。

子ども若者はぐくみ局

重点項目

117. ニートやひきこもり、不登校などの子ども、若者に対し、子ども若者はぐくみ局を中心とした総合的に、かつ本人と家族に寄り添った質の高い支援に取り組むこと。

重点項目

118. 国の幼児教育無償化に対応し、円滑な導入ができるよう体制を整備していくこと。

重点項目

119. 「京都市未来こどもはぐくみプラン」の次期計画策定に向けて、平成30年度の実態調査を踏まえ、保育サービス、病児・病後児保育など質の高いプラン策定の検討を進めること。また、学習支援や子ども食堂支援などの子どもの貧困対策を次期計画にしっかりと位置づけること。

重点項目

120. 子ども医療費支給制度については、入院、通院ともに中学3年生まで無料化ができるよう京都府と連携し、より一層の拡充を図ること。

重点項目

121. 児童虐待防止のため、国の施策と連動し、児童相談所の一層の体制及び専門性の強化と関係機関や他自治体との連携強化を進めること。国に対しては必要な財源措置要望をはじめ、現場の状況を的確に伝えること。
122. 子育て支援コンシェルジュの育成、強化に努め、相談者に必要と考えられる支援、サポートへ積極的につなげるよう取り組むこと。
123. 出産前後の母親の不安解消など、妊娠前から出産・育児期にわたる切れ目のない支援の更なる強化に取り組むこと。
124. 自閉症・発達障がい児（者）の支援について、発達障害者支援センターを中心に支援連携協議会との有機的な連携を図り、乳幼児期から成人期までを通した総合的支援に取り組むこと。また、待機者の解消については、早期の療育につなげるよう、引き続き体制整備を図ること。

125. 放課後の子どもの居場所づくりである放課後まなび教室及び学童クラブについてそれぞれの事業目的を踏まえ、保護者や地域と連携し、一層の充実を図ること。

都市計画局

126. 持続可能な都市の構築に当たっては、人口減少、少子高齢化の進行等による課題に対して、将来にわたっても京都に暮らせる、魅力と活力ある都市創造を目指す新たなプランに基づき、実効性ある取組みを着実に推進し、模範となるコンパクト都市を目指すこと。
127. 空き家対策については、「京都市空き家の活用、適正管理等に関する条例」及び「京都市空き家等対策計画」に基づき、空き家の利活用と適正管理に関して具体的施策を講じるとともに、地域や民間の力を活用し実効性ある取組を行うこと。
128. 京町家については、「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」に基づく計画を策定し、あらゆる主体による京町家の保全・再生・活用を更に促進していくこと。
129. 南部高度集積地区（らくなん進都）については、京都市成長産業創造センターを活用した産学公連携による積極的な産業振興を図るとともに「企業立地促進助成制度」「企業立地促進のための土地所有者奨励金制度」を積極的に活用し、新たな産業用地の創出を強力に推進すること。

重点項目

130. 施行から 10 年を経た新景観政策については、一層加速する社会情勢の変化を踏まえ、安心安全を確保しつつ良好な夜間景観の形成に取り組む等、更なる深化のための諸施策を計画かつ具体的に推進すること。
131. 建築物の耐震化に当たっては、京都市建築物耐震改修促進計画に基づき、住宅、市有建築物、特定建築物など区分に応じた体制整備の下、各局が連携してさらなる推進を図ること。また、木造住宅の耐震化が一層進むよう、利便性の向上を図るとともに、関係団体との積極的な連携の下で、引き続き普及啓発に取り組むこと。
132. 「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進に当たっては、「京都のまちの活力を高める公共交通検討会議」において検討された内容に加え、平成 30 年度に実施する「ビッグデータ等を活用した交通流動実態調査」の分析状況も踏まえて、実効性ある取組みを行うこと。

133. 「自動運転による新たな交通システムに関する調査」については、平成 31 年度も引き続き、国の先導的官民連携支援事業補助金等を活用しながら、実現に向けた調査を推進すること。また、システム導入対象地域については、市内中心部だけではなく、交通不便地域といわれる周辺地域や、次代の新産業エリア等、ニーズを十分に踏まえ、その可能性について幅広い視点で検討すること。

重点項目

134. 「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想に基づく駅のバリアフリー化整備については、着実に推進するとともに、全国的にホームにおける視覚障害者の転落事故が発生している状況を踏まえ、転落防止対策を鉄道事業者及び関係機関と連携し計画的に推進すること。

重点項目

135. 長寿社会の到来による課題や、高齢者や障がい者など移動に困難を来す市民ニーズを十分に踏まえながら、交通不便地域対策や生活路線の確保等を含む公共交通対策を各局連携の下に推進すること。
136. 「パーク・アンド・ライド」事業の推進・充実については、事業用地の確保、見直しを行い、より拡大策を展開すること。また、ソフト面では広報戦略強化や他県からの観光客への多様な誘導策を一層充実し、駐車場検索アプリの開発など、実効性ある推進を図ること。
137. 建物の経年劣化、居室の賃貸化などマンション管理運営に支障が生じやすい高経年マンションについては、良好な居住環境保全及び防災の視点からも、現状の課題解決に向けた具体策に取り組むこと。
138. 高齢者などの居住支援については、京都市すこやか住宅ネットによる取組を充実させるとともに、団体を保証人とする新たな保証制度の導入など、より効果的な制度を構築すること。
139. 市営住宅の整備については、「京都市市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、着実に事業を推進し団地再生を図ること。特に高齢社会を見据えたユニバーサルデザインの観点から、高齢居住者対応型の住居改善施策やエレベーター設置事業の促進、住み替え制度等の充実を図ること。

140. 公営住宅の空き家整備を迅速かつ積極的に推進し、公募戸数の確保に努めた上で、単身者戸数の拡大と公募回数の改善にさらに取り組むこと。また、子育て世帯向けにリノベーションした市営住宅の戸数を増やすなど、公営住宅の活性化を図ること。

重点項目

141. 地震、台風等によるたび重なる自然災害により被災された市民のいのちと財産を守るため、破損した住まい建築物の補修やブロック塀の安全対策等の支援制度や相談窓口事業については、各局連携のもとにきめ細かく対応すること。

建設局

142. 防災・減災の視点に立ち、市民の命と財産を守るため、これまで整備してきた道路や橋梁、公園などの社会インフラについては、公共施設マネジメント基本計画に基づき、長寿命化に取り組むとともに、適切な維持管理を積極的に推進すること。
143. 近年、頻発する台風や大雨被害を踏まえ、各局と連携を図り「雨に強いまちづくり推進行動計画」に基づいた取組を着実に推進すること。また、河川のしゅん濇、整備など浸水対策及び土砂災害対策については国、府と緊密な連携を図り取り組むこと。

重点項目

144. 平成 30 年台風 21 号等において倒木・停電等の課題が浮き彫りとなった「風台風」への対策として、暴風や豪雨による風水害への対策を強化すること。

重点項目

145. 大雨や台風などの災害に強い山間部の道路維持のため、「道路のり面維持保全計画」を前倒しで行うための予算を確保すること。
146. 路面下空洞調査については引き続き計画的に調査を継続し、陥没事故の未然防止に努めること。

重点項目

147. 通学路及び細街路を含む生活道路の維持補修については、「みつけ隊」を活用し、市民協働・共汗型の仕組みを積極的に運用するとともに、さらに予算を増額し、市民の安心安全をしっかりと守ること。
148. 私道整備助成制度については、必要とされる地域には柔軟かつ迅速に運用するため予算を確保すること。
149. 都心部における渋滞を緩和するとともに、京都高速道路のさらなる利便性向上を図るため、「将来道路ネットワーク研究会」の意見を踏まえ、取組を進めること。また、重要幹線道路の整備については、国に予算措置を求め、道路整備事業を計画的に進めること。

重点項目

150. 自転車政策として、以下の項目に取り組むこと。
- ① 安全対策については、世代に応じた実効性ある啓発活動に努め、地域と一体となった利用マナー・ルールの周知徹底を強化すること。
 - ② 官民連携のもと、機械式地下駐輪場の整備や都市型レンタサイクルの導入をはじめとする自転車利用環境を拡充するなど、「京都・新自転車計画」を着実に推進すること。
 - ③ 「京都市自転車走行環境ガイドライン」に基づき、歩行者の安全の観点から車道における自転車レーンの整備を促進すること。また、警察と連携を進めて実効性ある違法駐車対策を講ずること。
 - ④ 京都市自転車安心安全条例に基づく保険加入の義務化については、市民の十分な理解を得て加入が促進されるよう取り組むこと。
151. 地域コミュニティ、防災拠点ともなる公園の整備については、用地の確保や緑地の保全、除草対策に努めるとともに、健康遊具の設置やボール遊びのできる公園など、子どもから高齢者までの全世代が使いやすく、親しまれる公園へ質の向上を図ること。

重点項目

152. 国において創設された公募設置管理制度(Park-PFI) の手法を活用しながら、民間の資金やアイデアを積極的に取り入れ、再整備を進めること。
153. 公衆トイレについては宿泊税を財源に、観光地周辺のトイレの洋式化の促進とともに、利用環境の向上に取り組むこと。

消 防 局

154. 消防ヘリ、小型水槽車、消防バイク、救助ボート、ドローンなど地域や災害特性を踏まえた消防車両や装備の充実に努めること。また、訓練や体制の充実を図り、災害に速やかに対応できる体制を整えること。
155. 消防及び救急の緊急車両については、ドライブレコーダー設置を着実に進めること。
156. 放火による火災を減少させるために、市民が防火対策に取り組むことを定めた「京都市火災予防条例」について、市民周知に努めるとともに、文化市民局や建設局とも連携を図り、市民が地域で行う取組への支援を強化すること。

重点項目

157. 住宅用火災警報器の未設置世帯への指導や維持、管理の指導に努めること。特に、10年が経過した警報器の交換の必要性も市民周知に努めること。

重点項目

158. 救急搬送が増加の一途をたどっている中、府市協調のもと、救急車の適正な利用がなされるよう、市民が相談できる、「救急安心センター事業（#7119）」の導入に向けた取組を進めること。
159. 救急救命士の養成や、既に資格を取得し現場で活動している職員の再教育の実施など、一層の救急体制の充実を図ること。また、医療機関と連携した集団救急救助訓練や救急活動を強化すること。
160. いざというときの為に、心肺蘇生法やAEDの使用方法など、普通救命講習会の充実と市民参加の拡充を図ること。

重点項目

161. 年代に応じた防災指導カリキュラムを活用し、幼少期からの防災教育に着実に取り組むこと。
162. 自主防災会の円滑な運営を図るため、地域の自主防災活動に対しきめ細かな支援を行うこと。
163. 残る消防団施設の耐震化について、着実に進めること。

164. 「消防団 100 人委員会 U-35」の中核である消防団充実強化チームの活動を、全面的にサポートし若者や女性を含め、地域各方面からの消防団員確保に取り組むこと。あわせて、大学及び学生に学生消防団活動認証制度を周知することで、企業、団体に対し学生消防団員の就職活動において積極的な評価を得られるよう、あらゆる機会を活用し働きかけること。

165. 市民防災センター等において、地震、豪雨などの疑似体験を通じて、多くの市民の防災意識や行動力の向上に努めること。

交 通 局

重点項目

166. 経営健全化とともに、文化首都京都のまちづくりの視点も重視した「京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョン」を着実に推進すること。

重点項目

167. 平成 31 年度までに「地下鉄・市バスお客様 1 日 80 万人」の目標を達成するため、「地下鉄・市バスお客様 1 日 80 万人推進本部」を中心に、民間と行政の共汗の取組を進めること。
168. 市バスの乗車環境改善に向けた具体策を推進すること。
- ① バス一日乗車券、地下鉄・バス一日(二日)券の更なる活用促進を図ること。
 - ② 市バスの前乗り後降り方式の先行実施を踏まえ、課題の解決等に向け具体的な取組を進めるとともに、今後の拡大への道筋を明確にすること。

重点項目

169. 公営交通事業の安全運行対策を一層推進するため、ドライブレコーダーの活用をはじめ市バス運転手への安全研修の充実や、「運輸安全マネジメント」の取組等を強化すること。管理受委託先の安全管理体制については、毎月開催される「全市バス安全運行推進会議」を軸に、「市バス事故ゼロ」に向けて京都市が責任を持って指導監督すること。
170. バス待ち環境の改善をより一層進めること。
- ① バス停留所の上屋整備を着実に推進すること。
 - ② 狭あい歩道等のため規定ベンチが設置できないバス停留所においては、ベンチ座面幅の狭いタイプの椅子の設置など、歩道を所管する建設局をはじめ京都市総体として積極的に取り組むこと。
 - ③ 企業やコンビニエンスストアなどとの連携を進め、バスの駅設置拡充に向けて積極的に取り組むこと。
171. バスにおける運賃体系については、均一運賃区間のさらなる拡大に努めること。

重点項目

172. 市バス・地下鉄におけるＩＣ定期券及びＩＣカードによる乗継割引については、地下鉄と相互乗り入れしている事業者以外との連絡定期等の拡大などさらなるＩＣカードサービス拡充に努めること。さらに早期の１円単位運賃化に向け、関西内の交通事業者との協議連携を図ること。
173. 駅ナカビジネスをはじめとするにぎわい空間の創出においては、各駅のスペースの活用を積極的に検討し、地域密着の柔軟な企画を創出するなど、一層の収益向上に取り組むこと。

重点項目

174. 烏丸線における可動式ホーム柵の設置については、新車両整備計画策定に着手していくとともに、補助制度の抜本的な拡充と安全かつ低コストで整備可能なホーム柵の技術開発の促進を引き続き国に強く求めていくこと。
175. 地下鉄駅周辺での増客に寄与する開発並びにイベント等の駅別戦略のさらなる推進を図ること。駅周辺の公共施設跡地活用の検討については局間連携を強力に進め乗客増を図ること。
176. 地下鉄の設備更新にかかる経費節減については、安全運行の維持に最大限配慮しつつ、防災・減災の視点も加味しながら計画的かつ効率的に取り組むこと。

重点項目

177. 東京オリンピック・パラリンピック開催による入浴客の増加も見据え、多言語による案内や職員の接遇向上の取組を推進するなど、誰もが利用しやすい市バス・地下鉄に向け戦略的に取り組むこと。特に混雑解消策や車内マナー啓発などを強力に進めること。
178. 情報媒体やコンテンツ産業等との連携も図るなど新たな広告媒体の開発を検討し、地下鉄及びバス事業における広告収入増の対策を強化すること。

上下水道局

重点項目

179. 今後の水道事業及び公共下水道事業の課題と事業の在り方を見据えて策定された「京の水ビジョン-あすをつくる- (2018-2027)」に基づく中期経営プランを着実に推進するとともに、50年後、100年後を見据えた経営を行い、将来にわたって“京の水“を支え続けること。
180. 人口減少による有収水量の減少など、水道事業の課題を市民に理解していただくため、多様な媒体を活用し戦略的な広報の確立に努めること。

重点項目

181. 今後の老朽配水管の更新は水道事業の大きな課題である。財源の確保に当たっては、市民が負担する水道料金のみではなく、財政支援を国に対して強く要望すること。
182. 鉛製給水管の取り換え事業については、宅地部分の鉛製給水管取り換への促進を図ること。
183. 漏水箇所発見のための人材育成、技術の継承並びに新しい技術の導入を図ること。
184. 節電対策、猛暑対策として有効である水道ミスト事業を検証し、家庭や民間事業所、保育・教育施設、観光地等におけるミストの設置普及を推進していくこと。
185. 災害時の飲料水確保のために、10年間保存可能な「新・京のかがやき 疏水物語」の家庭・事業所等への普及を図ること。
186. 近年多発する豪雨災害に備え、雨水幹線の整備をはじめとした浸水対策を計画的に進めること。過去に浸水があった地域については側溝や雨水ますの増設を行い下水道への取込み能力の向上を図るなど、きめ細やかな対応を行うこと。
187. 総合的な雨水流出抑制の観点から雨水貯留施設については、グラウンドや公園などの公共施設への設置を進めること。雨水浸透ますについては民間開発行為に対する設置指導と併せ、助成金制度のPRに努め、制度の利用拡大を進めること。

188. 下水道事業の高度処理施設整備を推進し、高度処理人口普及率の着実な向上を図ること。また、貯留幹線の整備をはじめとした改善対策を実施し、合流式下水道改善率の向上に努めること。
189. 統合した地域水道事業及び特定環境保全公共下水道事業については、地域の住民が安心して水道・公共下水道を使用できるよう、施設の維持管理や災害・事故への対応など、統合によるメリットを実感いただける上下水道サービスの提供に努めること。
190. 下水道施設を有効に活用し、消化ガス利用や固形燃料化事業など、エネルギー・環境事業を積極的に進めること。
191. 上下水道施設の改築更新に当たっては、引き続き「アセットマネジメント手法」等を用いながら、経費を平準化し、効率的に事業を推進すること。

重点項目

192. 災害に強い施設整備や体制の強化を図るために、市内北部エリアの拠点である「太秦庁舎」とあわせ、本庁の移転集約、南部エリアを所管する事業、防災拠点の早期の整備推進により、機動的な危機管理体制を構築すること。
193. 保有資産の有効活用等による収入源の確保、創出を進めるなど、将来の設備更新に備えて資金確保に努めること。

教育委員会

重点項目

194. 児童がスムーズに小学校生活が送れるよう、就学前施設と小学校の連携を推進すること。

重点項目

195. 小学校で平成 32 年度から、中学校で 33 年度から全面実施される新学習指導要領を見据え、アクティブラーニングの視点からの本市の特性を活かした指導法の研究を進めるとともに、小学校 5・6 年生での英語の教科化や「プログラミング教育」など時代の進化に合わせた取り組みを充実させること。

重点項目

196. 教職員の事務負担軽減、部活動負担の軽減、国と連携した校務支援員の配置など「教員の働き方改革」に継続的に取り組むこと。

重点項目

197. 「子ども等の貧困対策実施計画」の策定を踏まえ、経済的理由などで教育を受ける機会が損なわれることのないよう、全ての子どもに基礎学力の定着と学習習慣の確立を図るための学習支援体制「未来スタディ・サポート教室事業」等の質の向上を図ること。

重点項目

198. 「京都市いじめの防止等に関する条例」に基づき、教育現場におけるいじめ根絶に強力に取り組むこと。そのために、SNSを活用した相談体制の確立など、子どもの声を早くキャッチする取組を進めること。

重点項目

199. 児童生徒の安全のため、また災害時の緊急避難場所として、小中学校の施設防災機能強化を進めること。あわせて、通学路の安全対策も同時に進めること。学校施設等の安全対策に要する費用について国の補助制度の拡充を求めること。
200. 学校現場における教員の資質向上について、実効性ある取組を進めること。また、コンプライアンス向上を図り、教職員の不祥事根絶を強力に進めること。
201. 「学校運営協議会」の全中学校での設置を早期に進めること。

202. 発達障がいをはじめ障がいのある児童・生徒への学習支援及び生活介助等を行う「総合育成支援員」を一層拡充するとともに、教員との連携を図り、よりきめ細かな教育を引き続き推進すること。
203. 総合支援学校高等部の就労支援については、生徒個々のニーズに応じた進路の開拓とともに、就職後の支援も他局と連携して継続的に取り組むこと。
204. 子どもたちの文化・芸術のチカラが一層向上できるよう、本物の文化・芸術に触れる多様な機会の提供に努めるとともに、人間性を育む「書写教育」に積極的に取り組むこと。
205. 次期「京都市子ども読書活動推進計画」に基づき、学校図書館の充実をはじめ、家庭、地域、民間団体と連携して子どもの読書環境の整備に努めること。
206. 児童生徒が生き方や社会的関わりを学ぶ、キャリア教育、福祉教育等を引き続き推進すること。また、主権者教育の実践を関係機関と連携し進めること。
207. がんに関する正しい理解を深める「がん教育」に積極的に取り組むこと。京都府医師会など関係機関と府による「がん教育推進プロジェクト」に参画し、出前講座「生命のがん教育」などの活用を図ること。
208. 小・中学校における道徳教育の教科化にあたり、人を慈しむ思いやりの心など児童生徒の内面を引き出し、豊かな心の育成に資する教育となるよう取り組むこと。
209. SNSの利用に潜む危険性から子どもを守る「ネットリテラシー教育」を一層推進すること。
210. 薬物のまん延から子どもたちを守るため、保護者・地域・関係機関をはじめ京都府警と連携し、喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する教育の徹底、指導の充実を一層図ること。
211. スクールカウンセラーの拡充、人材確保を図り、スクールソーシャルワーカーの配置を積極的に行うとともに、クラスマネジメントシートの活用により実態把握に努め、暴力行為の発生防止や生命の尊厳を学ぶ「いのちの教育」の充実に努めること。

212. 外部コーチ派遣事業や部活動指導員の制度化などを活用し、子どもと教職員の両面の立場から部活動の改善を進めること。
213. 2020年東京オリンピック・パラリンピック開催の動向を踏まえ、子どもたちの競技力向上につながる取組やスポーツの素晴らしさに触れる取組を推進すること。
214. 学校給食において食育の充実に努めること。また、スチームコンベクションオープン全校整備を計画的に推進すること。
215. 様々な災害が発生している状況を踏まえ、実効性ある防災教育を更に推進すること。
216. 図書館事業については、市民が読書に親しむ環境づくりに努めるとともに、居場所となりうる魅力ある図書館づくりを検討すること。
217. 不登校については、問題行動ではないという前提に立って、教育機会確保等の趣旨を踏まえ、早期対応と未然予防、子どもたちの多様な学びの場づくり、あわせて、子どもたちが一定休養するということが大事であるという視点も盛り込み、家庭と連動した適切な支援を行うこと。
218. 学校施設整備におけるトイレの洋式化については、避難所機能のある体育館や校舎外のトイレの洋式化も含めて計画的に整備していくこと。
219. 体育館へのエアコン設置を検討すること。
220. 安心でおいしい水を提供できる直結直圧方式による水道施設を、上下水道局と連携して計画的に整備していくこと。
221. 「京都市自転車安心安全条例」に基づき、学校教育における自転車安全教育を拡充すること。小学校で実施の安全教室に加えて、中学校のカリキュラムに組み込み、全ての生徒が受講する仕組みを構築すること。

選挙管理委員会事務局

222. 選挙権年齢の引下げに伴い、教育委員会と連携しながら、新有権者をはじめ、若年層を意識した選挙啓発の充実を図ること。

公明党京都市会議員団

青 野 仁 志 (中京区)

かわしま 優子 (伏見区)

国 本 友 利 (左京区)

久 保 勝 信 (山科区)

曾 我 修 (伏見区)

大 道 義 知 (南 区)

西 山 信 昌 (下京区)

ひおき 文 章 (北 区)

平 山 よしかず (西京区)

湯 浅 光 彦 (右京区)

吉 田 孝 雄 (伏見区)

公明党京都市会議員団

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL 075(222)3732 / FAX 075(212)3608

Eメール komei@lime.ocn.ne.jp